

専門家登録の流れ

専門家登録の基本要件

- ① 当機構専門家派遣事業の目的をご理解いただき、ご協力いただけること。
- ② 資格・実績・資質等、相応の能力があり観光事業者に適切な診断・助言を行うことができること。
- ③ 当機構の登録専門家として公表することに承諾いただけること。

専門家謝金について

- ① 1案件の謝金（派遣料）上限は30万円（税抜）です。
- ② 派遣1回当たりの謝金（派遣料）上限は以下の通りです。

派遣項目	派遣専門家	謝金/1回
経営分析・財務	公認会計士・税理士等	50,000円以内
技術関係・特許	技術士・弁理士等	50,000円以内
ISO関係	ISOアドバイザー	50,000円以内
IT関係	ITコーディネーター	50,000円以内
経営関係	中小企業診断士	50,000円以内
技術・経営診断	技術アドバイザー・ 経営コンサルタント・ デザイナー・大学教員等	30,000円以内
その他	その他公的資格保有者等	30,000円以内

謝金計算方法

- 1回の派遣（3～5万円以内）×派遣回数＝専門家謝金・・・A（税抜・30万円以内）
- $A \times 2/3$ ＝当機構負担金・・・B（最大20万円）
- $(A + \text{消費税}) - B$ ＝事業者負担金

専門家登録の流れ

専門家登録の流れ

募集

① 公募により専門家を随時募集します。

申込

② 登録を希望する専門家の方から申し出をいただき、
所定の「専門家登録申請書」、「人材情報データベース登録票」と
資格証の写し等をご提出いただきます。

確認・審査

③ 資格、実績、資質等を機構内で確認・審査させていただき、
専門家登録を行います。

登録完了

④ 登録完了後、観光事業者から専門家派遣の要請を受付け次第、
相談内容によりマッチングさせていただきます。

※ 派遣要請事業者と顧問契約等をしている専門家の派遣はできません。

※ 『診断・助言』が対象となり、『納品』は支援の対象にはなりませんのでご注意ください。

※ 派遣終了後、報告書の提出をお願いしております。

県内観光事業者の生産性向上のため、 是非お力をお貸しください！

〈問い合わせ先〉

公益社団法人 やまなし観光推進機構

担当 中村武也 内藤真也

TEL : 055-231-2722

Mail : t-nakamura@yamakan-sk.jp

s-naito@yamakan-sk.jp

